

公益財団法人アクロス福岡役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人アクロス福岡定款（以下「定款」という。）第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員等は、無報酬とする。

2 役員等には、期末手当及び退職手当は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が評議員会、理事会その他の会議に出席したとき並びに業務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の旅費の額は、福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第3に規定するその他の特別職及び教育長の職にある者の例による。

3 費用弁償は、その都度、現金にて支払う。ただし本人からの申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 前各項の規定は、定款第30条第4項に規定する顧問の費用弁償に準用する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人アクロス福岡の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。